

緑の風 FAX版



NO. 80 2021年12月11日 JR東労組

JR 東労組ホームページ

このままでいいか？私たちの賃金 **賃金** パート4 ～政府は賃上げを促すも、経団連は企業任せの姿勢～

与党は賃上げした企業に対し減税案を示す

12月10日、与党は2022年度税制改正大綱を決定し、賃上げ税制として法人税から差し引く控除率を大企業で最大30%に引き上げる方針を示しました。首相の賃上げ3%超を目指す考えに基づくものと考えられます。



経団連は一律の対応を見送り、各企業の対応に委ねる

しかし12月6日に、経営者の集まりである経団連の十倉会長は、首相が目指す3%超の賃上げには一律の対応を見送り、数値目標を設けないことを発表しました。収益が増えた企業については「昇給に加え、ベア実施を含めた『新しい資本主義』の起動にふさわしい賃金引上げが望まれる」とし、各企業に判断を委ねる考えを示しました。



賃上げのためには「団体交渉」が必要！社友会ではできない！

与党や経団連任せで賃上げはされるのでしょうか？その会社の労働者が自ら要求しなければ始まりません。しかし、労働者が一人で経営陣に立ち向かうのは難しいため、「労働組合」を結成し、「団体交渉」を行う権利が憲法で認められています。

一方で、社友会には団体交渉を行う権利がありません。社友会の掲示では年末手当の会社判断を称賛していますが、社友会に属したままで、賃金や労働条件は良くなるのでしょうか？

JR東日本の純資産からすると、賃上げと定期昇給は十分に可能！

2021年度第2四半期決算において、JR東日本の純資産は約1兆8000億円です。21春闘では定期昇給が削られ、年末手当は過去最低でした。労働組合に加入し、要求しなければこの現実は変わりません！

**22春闘に向けて、私たちの賃金について
どうあるべきか意見を出し合おう！**